

## 株式会社 帯広ゴルフ場定款

### 第1章 総則

第1条 当社は株式会社帯広ゴルフ場と称する。

第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。

- 1 ゴルフ場の経営
- 2 スキー場の経営
- 3 ユースホテル及びバンガローの経営
- 4 前各号に付帯する一切の業務

第3条 当社の本店を北海道河西郡芽室町に置く。

第4条 当社の広告は釧路市に於て発行する北海道新聞及び帯広市に於て発行する十勝毎日新聞に記載する方法により行なう。

### 第2章 株式

第5条 当社の発行可能株式総数は3,996株とする。

第6条 当社は会社法199条第1項の募集において、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合、同項各号及び同法202条第1項に定める事項を取締役会の決議によって定める。

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

第8条 当社の株は1株券の1種類とする。

第9条 当社は、毎事業年度末日を基準日として定め当該基準日最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第10条 当社の株式の名義書換その他株式に関する取扱の細則は取締役会の定めるところによる。

### 第3章 総会

第11条 当社の定時株主総会は毎決算月の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、あるとき随時これを招集する。

第12条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは予め取締役会に定めた順位に従い他の取締役がこれに当たる。

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、株主の議決権の3分の2以上をもって行なう。

第14条 株主は他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第15条 株主総会の議事については議事録を作りこれに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印または電子署名を行なう。

### 第4章 取締役、監査及び取締役会

第16条 当社は取締役及び監査役を置く。

第17条 当会社取締役は30名以内、監査役は3名以内とする。

第18条 当会社の取締役の選任決議は、株式総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第19条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の人気の満了する時までとする。

3 補欠により選任された監査役の任期は前監査役の任期の満了すべき時までとする。

第20条 取締役会召集の通知は書く取締役に対して会日の5日前迄に発することを要する。緊急の必要があるときはこれを短縮すること又は全員の同意を得て召集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第21条 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役社長2名、副社長2名以内、常務取締役若干名を選出する。取締役会の決議を経て顧問をおくことを得。社長は当会社を代表する。

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

第23条 取締役会の議事については議事録を作りこれに議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行なう。

第24条 取締役および監査役の報酬等は株主総会に於いて定める。

#### 第5章 計算

第25条 当会社の営業年度は1年を1期とし、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第26条 剰余金の配当は毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載または記録されたまたは登録質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

#### 附 則 定款に定めない事項

本定款に定めない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(注) 昭和51年2月14日開催の株主総会に於いて一部改正

(注) 平成7年3月18日開催の株主総会に於いて一部改正

(注) 平成12年3月31日開催の株主総会に於いて一部改正

(注) 平成19年3月16日開催の株主総会に於いて一部改正

(注) 平成22年3月11日開催の株主総会において一部改正

(注) 令和6年3月1日開催の株主総会において一部改正